

「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム」中間まとめについて(意見照会)

<中間まとめを踏まえ最終的な報告書に記載して欲しい事項について>

該当箇所	意見内容
その他	<p>現行の「原子力災害対策指針(原災指針)」では、重大事故等対策が奏功せず、UPZ内でOIL1又はOIL2に該当する地域が生じるとの前提で、避難や一時移転、屋内退避など防護措置の基本的な考え方が示されており、各自治体は原災指針に基づき、避難計画を策定している。</p> <p>しかしながら、本検討チームでは、こうした前提で議論が行われていない。</p> <p>そのため、本検討チームにおいては、原災指針が前提としている、UPZ内でOIL1又はOIL2に該当する地域が生じる場合を想定したうえで、屋内退避の継続や解除などの運用について改めて議論し、その方針や見解について明確に示されたい。</p> <p>なお、UPZ内でOIL1又はOIL2に該当する地域が生じない前提とするのであれば、こうした前提に沿うように原災指針を改定することを求める。</p>
その他	<p>UPZ内の医療機関のICUやHCU、救急病床等に入院している患者については、一時移転等の指示が出た場合に移動させることは実質的に困難であることから、これらの施設に放射線防護対策工事を実施のうえで、屋内退避することが必要と考えている。</p> <p>については、放射線防護対策工事の必要性の是非、別の方針で対応する場合はその方針を示されたい。</p>
その他	<p>屋内退避の継続や解除(避難へ切替え)については、原則、国が責任をもって判断し決定する旨を、最終報告書の前段に明記するなど明確に示されたい。</p>
その他	<p>今回提出した本県の意見について、本検討チームの今年度の最終報告書に反映できないのであれば、引き続き検討事項とする旨、最終報告書へ記載されたい。</p>
4.(1)屋内退避の実施継続期間の目安	<p>「中間まとめ 2.(1)」を踏まえると、重大事故等対策が奏功した場合、ほとんどのケースでは、放射性物質の放出の規模も小さくなると考えられるため、屋内退避の実施継続期間の目安とした3日間を待たず、3日以内に屋内退避を解除することができるのではないかと考えられる。こうした考え方について、見解や方針を明確に示されたい。</p> <p>なお、3日以内に屋内退避を解除できない(判断できない)とするのであれば、その理由を明確に示されたい。</p>
4.(1)屋内退避の実施継続期間の目安	<p>本検討チームでは、屋内退避の開始から3日目がその解除や継続などを判断するタイミングとする旨、これまで議論されてきたが、「中間まとめ」の記載からは、その主旨が読み取れないため、「3日目(3日間)」という数字の意味が正確に伝わるよう記載されたい。</p>

該当箇所	意見内容
4.(3)屋内退避の実施中における考慮事項	<p>「屋内退避中も、生活の維持に最低限必要な一時的な外出はできる(例えば、生活物資の受取り、屋根の雪下ろし等)」ことが示されたが、本県では、昨年7月と今年6月に内閣府および原子力規制庁に対し、「原子力災害時の避難計画の実効性確保に係る要望書」を提出し、以下の内容を要望している。</p> <p>については、例えば、ホワイトリストやブラックリストを作成すること等により、可能となる外出時間、場所、用務等について、住民が具体的にイメージしやすいよう、こうした要望内容についても明確に示されたい。</p> <p><本県の要望内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内退避の継続には、住民への一定のサービスの提供が必要であるため、例えば、次の行動を継続する必要があると考える。 食料や生活必需品などを提供する店舗の営業 診療や治療が必要な患者のための医療機関の診療 県や市町村などの行政機関の業務 上記の施設への従業員・職員の通勤や住民の訪問・移動 <p>については、屋内退避指示下においてもサービスを継続させるべき施設や者、行動について方針を示されたい。</p>
4.(3)屋内退避の実施中における考慮事項	<p>屋内退避中の生活の維持に最低限必要な一時的な外出として、水や食糧の生活物資の受取りや供給を行う場合、住民や供給に従事する者において必要な防護措置があれば、明確に示されたい。</p>
4.(3)屋内退避の実施中における考慮事項	<p>本県においては、UPZ内の浄水場から市町村に供給する用水について、OIL6の基準を超過する場合や、浄水場の空間放射線量率が20μSv/hを超過する場合(OIL2以上)には、生活用水として供給することを検討している。</p> <p>飲用ではなく、生活用水として供給する水については、放射性物質を体内に取り込まないような取扱いが必要になると思うが、例えば、入浴、皿洗い、歯磨き等の生活用水を使用する行為を行ってよいかどうか等、医学的、専門的な知見に基づいて、国における統一的な見解を示してほしい。</p>
4.(3)屋内退避の実施中における考慮事項	<p>上記に関連して、屋内退避中の電気・ガス・上下水道等のインフラ設備の使用上の注意や、エアコンや換気扇等の使用方法、ドアや窓の開け閉めといった日常生活における注意点については、ひとまとめにして、統一的に国から広報を行っていただきたい。</p>
4.(3)屋内退避の実施中における考慮事項	<p>「生活の維持に最低限必要な一時的な外出」について、住民等に対し、その具体的なイメージが分かりやすく正確に伝わるよう、広報のあり方についても本検討チームで議論し、国の責任において実施するよう明確に示されたい。</p>
4.(3)屋内退避の実施中における考慮事項	<p>以下について、明確に示されたい。</p> <p>生活物資のうち、応急給水として飲用水の供給に従事する者は、どのような者を想定するか。(自治体職員、自衛隊、民間事業者等)</p> <p>飲用水の供給は、どのような場所、方法で行うことが望ましいか。(【場所】避難所での配布、各戸訪問による配布等、【方法】ペットボトル水の配布、給水車から給水袋への配布等)</p>